

SMILE

★今月も笑顔（スマイル）でスタート！～

8月号 Vol.8

今月の SMILE

木材とタコ

暑い日が続きますね。熱中症にかからないようお互い注意しましょう。今月は、ミャンマーでの違法伐採のお話とアフリカでタコツボ漁を大切にしている日系企業のお話です。

中国・新華社が7月22日に伝えたところによると、ミャンマー北部、カチン州の州都ミッチーナの裁判所が、中国籍の伐採作業員150人を違法伐採の罪で懲役20年の刑(実質 終身刑)を言い渡しました。これらの作業員は、中国とミャンマーの違法業者に騙され、ミャンマー国内で働かされていましたが、今年1月にカチン州内で軍に拘束され、公共財産保護法違反で起訴されました。彼らが控訴するか否かわかりませんが、中国国内では、インターネット上で、「出稼ぎ労働者を助けて!」、「懲役20年は重過ぎる!何が根拠?」等の同情的意見や、「ミャンマーのような小国が、なぜ中国に戦い挑むのか?」、「ミャンマーを滅ぼせ!」等の国粋的意見、はたまた「妥当な判決だ」、「自然を破壊する者は人類共通の敵」というようなクールな意見もありました。一方、中国の木材商が支払ったお金が、武装勢力の資金源となったとかというような話もあり、事はなかなか複雑なようです。しかしながら、終身刑となってしまった出稼ぎ労働者は可哀想だと思います。

一方、次の話は、自然とうまく付き合いながら原材料であるタコを確保している「銀だこ」で有名な株式会社ホットランドの話です。この会社は、年間約3000トンの真ダコを扱っています。一時期、その量が用意できず、値段が倍くらいに高騰した状態がありました。そこで、それまでほぼ商社任せだったタコの調達を自前で行うべく、世界中のタコを探しに行くというプロジェクトに挑みました。例えばスリランカにタコがいるという情報を得れば、飛んでいきます。イカ1匹しか捕れないなんてこともありましたが、そうした情報で約10か国は回りました。そこでわかったことは、タコは世界のあらゆる海域で捕れるということです。でも現地の人たちには捕り方が分からない。いかんせん捕っても食べている国(タコを食べるのは、日本、スペイン、イタリアが三大消費国で、その他はほとんどない)が少ないので売れないのです。価格高騰の原因ですが、これは大型のトロール船による海底環境の破壊が影響していました。近年、主に西アフリカで行われ始めたトロール船による網漁は、海底のタコの棲息環境を破壊してしまい、結果として漁獲高が徐々に減少し、需給バランスが崩れてしまったと言われています。しかし、西アフリカでタコ漁が始まった1970年代から近年に至るまでは、日本のJICAの支援の下、環境に優しいツボ漁が教えられ、ツボタコが水揚げの殆どを占めることになりました。その結果、漁獲高も価格も長く安定していたのです。ホットランドさんは、このツボ漁を大切にし、ツボ漁を指導しながら、タコを世界中の漁場から安定的に、そして安価で調達することが実現できました。

自然との共生、地元住民の理解と雇用の創出、そこまで至るまでの事業にかける情熱の大切さを改めて感じました。

中国経済情報

マクロ経済情報

中国が追加利下げ、0.25% 預金準備率も引き下げ

中国人民銀行は6月27日、政策金利である銀行の貸し出しと、預金の基準金利の引き下げを決めた。貸出金利(期間1年)を0.25%下げて4.85%、預金金利(同)も0.25%下げて2.0%とする。28日から適用する。利下げは5月以来、約1カ月ぶりで、昨年11月以降だけで4回目となる。追加の利下げで企業の資金調達負担を軽くし、景気の下支えを強化する。

利下げに加え、農業向けや零細企業向けの融資比率が一定の基準に達した銀行に対し、預金準備率を0.5ポイント引き下げる措置も決めた。

中国消費者物価6月1.4%上昇 伸び悩み続く

国家統計局は9日、6月の消費者物価指数(CPI)が前年同月に比べ1.4%上昇したと発表した。上昇幅は前月より0.2ポイント上昇したが、1%台半ばの低い伸びにとどまっている。卸売物価指数は4.8%下落し、下落幅が前月より0.2ポイント拡大した。物価の低迷が企業の実質的な資金調達コストを高止まりさせ、景気を下押ししている。6月のCPIは食品の価格が1.9%上昇、食品以外は1.2%の上昇だった。1~6月平均のCPIの前年同期比の伸びは1.3%にとどまった。卸売物価指数は6月まで40カ月連続で前年水準を下回った。国内外の需要が鈍化し、鉄鋼や石炭などの価格の下落に歯止めがかかっていない。

中国人民銀行(中央銀行)は昨秋以来、金融政策を緩和している。しかし、物価の伸び悩みが続いていることから、企業の実質的な資金調達コストがなかなか下がらず、新たな投資など企業活動が振るわない原因となっている。

会計・税務情報

外国人旅行者の買い物に対する増値税9%の還付！



夏休みでご家族が上海にいらっしゃる方も多いかと思います。そこでご家族の上海でのお買い物にちょっとした朗報がありましたので、ご紹介します。もちろん日本から出張で来られている方にも当てはまります！

2015年7月1日から、上海への海外旅行者に対して、増値税の還付が認められるようになりました。

上海の認可を受けた27社の百貨店や商店で買い物をした場合、下記条件を満たせば、購入金額の11%が増値税の還付として戻ってきます。ただし、代理機構の手続き費の2%を支払わなければならないため、純額としては9%の戻りとなります。

では還付を受けるための条件とは、次の通りです。中国での滞在期間が、183日を超えない、外国人旅行者が、1)当該本人が、認可を受けた商店で買い物をしたその日の購入額が500人民元を超えること、2)還付対象物品が、未使用或いは消費されていないこと、3)当該本人の出国日が、還付対象物品の購入日から90日を超えていないこと、4)当該本人が、当該還付対象物品を出国の際に持ち出すこと、となっております。

次に還付手続きとしては、1)認可を受けたお店で買い物をした際に、お店から出国還付申請書(離境退税的申請単)をもらい必要事項を記載する、2)出国空港(浦東空港T1、T2若しくは虹橋T1)での出国の際に、税関の審査を受け承認印をもらう、3)還付窓口で身分証明書を提示して還付を受ける、となっております。還付額が、1万円以下であれば、現金での受け取りを選択できるが、1万円以上の場合には、銀行振り込みとなります。

還付が認められる27社には、例えば、上海新世界股份有限公司(大丸さん)、高島屋さんなどがあります。また当該還付手続きの代理機構の浦東発展銀行の話によれば、7月1日から23日までにおよそ40万円の還付手続きを行ったそうです。

日本では、このような外国人旅行者の消費税還付手続きは、買ったお店でやってくれますが、中国では出国寸前で手続きをして、ようやく還付となります。いずれにしても外国人旅行者からみれば朗報ですね！

人事労務情報

外国人のビザ条件、規制緩和！？

2015年もあっという間に下半期に突入！中国は年初早々から、ビザ騒動で揺れた上半期でしたが、下半期もまだ動きがありそうです。まず7月1日より外国人のビザ発行条件が規制緩和されました。今回は「ビザ発行条件の緩和」についてまとめてみました。

<規制緩和のポイント>

● 永住権の新申請条件

- ① 連続4年以上の居住と、年間183日以上中国滞在が必要
- ② 年収60万人民元以上
- ③ 年間の個人所得税納税額が12万人民元以上
- ④ 上海市科学技術委員会の認定するハイテク企業証明があれば、5年間の居留許可を与え、そのうち3年以上経過すれば永住権の申請が可能

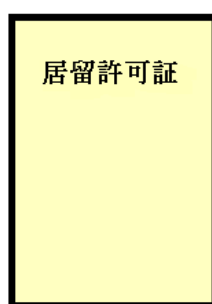
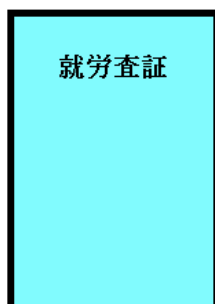
● 外国人留学生(新卒)の新就労条件&申請条件

- ① 卒業証明と創業計画書を提出すれば、2年間の私人事務類・居留許可を発行
- ② 期間中に関連する企業に雇用された場合は、就業類・居留許可を発行

● 入国・停留手続きの利便性向上

- ① 新規取得の場合
就業許可証を取得すれば、空港でZビザを発行でき、入国後に就業類・居留許可を発行する。
その後、就業証の取得、という手順が可能になる。
- ② 更新の場合
居留許可を2回更新した後、3回目の更新時には5年間の居留許可の申請が可能になる。
※就業証の期間が5年に満たない場合でも申請可能になる。

(情報提供:コゾノ式 良くなる人事・組織研究所)



最高人民法院による被執行人の高額消費及び関連消費の制限に関する若干規定について

かなり以前から「執行難」は中国司法上の大きな問題となっている。「執行難」とは、勝訴しても判決または仲裁判断が、被執行人の悪意で執行されていない状態が原告を苦しめていることである。執行がなされなければ、原告にとって訴訟または仲裁は時間と労力の浪費でしかない。近年、中国は司法改革を進め、執行難の問題も改善されつつある。2010年最高人民法院は「被執行人の高額消費の制限に関する若干規定」（以下「旧司法解釈」という）を公布し、被執行人が期限通りに判決または仲裁判断に規定する支払義務を履行しない場合、人民法院は被執行人に対し高額消費制限令を発し、飛行機や列車の寝台車を利用すること、スタークラス以上のホテルに泊まること、旅行や休暇を過ごすこと等、九種類の高額消費行為を禁止することができることになった。旧司法解釈が実施されて以来、めざましい効果があった。しかし、客観的状況の変化に伴い、旧司法解釈を改正する必要が望まれた。

2015年7月21日に最高人民法院は「被執行人の高額消費の制限に関する若干規定」の改正に関する規定（以下「新司法解釈」という）を公布した。主な内容は以下の通りである。

1、被執行人の消費の制限範囲を拡大した。

旧司法解釈の名称を「最高人民法院による被執行人の高消費及び関連消費の制限に関する若干規定」と修正し、消費の制限範囲を拡大した。新司法解釈によると、発効した法律文書に定められた義務を履行しない場合、人民法院は消費を制限する措置を取ることができ、被執行人の高額消費だけではなく、生活または経営に必須ではない関連消費も制限することができることになった。

2、信用喪失被執行人に対し、消費制限措置を取らなければならない

新司法解釈によると、信用喪失被執行人名簿に載っている被執行人に対し、人民法院は消費制限措置を取らなければならない。「最高人民法院による信用喪失被執行人名簿情報の公布に関する若干規定」によると、被執行人が虚偽証拠の捏造、暴力、恐喝等の方法によって執行を妨害、拒絶し、財産の隠匿、移転等の方法により執行を回避する等の行為がある場合、裁判所はその者を信用喪失被執行人名簿に記載し、社会全体に公布し、信用上の懲罰を与えることができる。

3、消費制限措置の内容を増加すること

新司法解釈によると、消費を制限された後、被執行人はG列車(高速鉄道)の全ての座席、その他の列車の一等以上の座席を利用することができない。

被執行人が会社の場合、消費を制限された後、その法定代表者、主要責任者、債務履行に影響を及ぼす直接責任者、実際の支配者等の高額消費及びその他関連消費が禁止される。但し、個人の消費かつ個人の財産で上記の消費行為を行う必要がある場合は、執行法院に申立て、執行法院が事実を確認した場合に、上記の消費行為を行うことができる。

新司法解釈の実施は、執行難の問題をさらに改善し、法治社会及び信用社会の建設を促進することになると考えられる。

(情報提供: 君澤君法律事務所)

低成長時代は『勝つ仕組み』のない会社が消える!

無印良品を展開する良品計画

赤字から脱却し、V字回復を成し遂げた決め手は、全ての業務について業務の定義と目標を文章化し、ありとあらゆる仕事の進め方を詳細に定めた「2000 ページの店舗マニュアル」と「6000 ページの業務基準書(本部の業務マニュアル)」をベースにした「仕組み作り」にあるようです。「仕組み作り」により徹底的に見える化を図ったことが業績好調の全ての土台になっているようです。

以下、良品計画のV字回復を推進した松井会長の雑誌でのインタビューを抜粋します。

(参考:プレジデント2015.3.16、日経トップリーダー2015.3)

◎なぜ、個人経験主義ではいけないのか?

個人の経験主義は特に守りの場面で弱い。

例えば、ある暖冬の年に衣料品の売り上げが落ちるとします。経験主義だと経験のある先輩社員が「暖冬対策が十分ではなかった」という以外の結論付けがしにくい。暖冬でも業績好調の衣類販売店はあるわけで、暖冬でもモノを売る「仕組み」を持つか持たないかが決め手になります。

◎マニュアル化を進める際に、反対する社員をどう説得したのか?

反対派を排除せず、逆にマニュアル作成の委員に任命する。

最初は嫌々かもしれませんが、立場が変われば人は自分の得意分野では知恵をだしてくれる。そうこうするうちにいつの間にか反対勢力だった人も改革と変化を好むようになる。

◎マニュアル化すると社員の仕事はルーティン化し、つまらなくなるのではないのか?

実際にはむしろ逆です。働くスタッフが「こうしたほうがいい」という創造的なアイデアを出してくれるようになり、更に内容が充実していきます。

スポーツでもなんでもまず「型」を習得して初めて「型破り」が可能になります。基本的な仕組みの存在こそが、会社の成長につながる創造性を生み出すのです。

◎マニュアル化のポイントは?

- ①現場の声で改定を繰り返す(1ヶ月平均で全体の1%近くが更新される)
- ②業務の目的を明確にする
- ③ビジュアルを工夫してわかりやすくする(写真や図)
- ④職人技を聖域にしない
- ⑤細部にこだわる



無印良品では、このマニュアル化こそが「勝つ仕組み」だったわけです。松井氏によればマニュアル化は、「お客様の声からヒット商品を作る」具体策であり、「人材育成をする人を育成」するための要だそうです。

私が驚いたのは、逆にこれほどの企業であったとしても、赤字になるまでは「マニュアル化」がうたわれなかったことです。つまり、中小企業ではマニュアル化できていなくてもある意味当たり前であり、逆にここを突破すれば同業他社を一步でも二歩でもリードできる、ということです。

「勝つ仕組み」皆さま欲しいですね!



ナニワのおっちゃん経営道！ 中国駐在について語る！

第7回：早く、中国人の“老朋友(ラオポンユウ)”を作ろう！

以前に、「現地になじみ、現地の方と良い関係を持ち、現地でいい仕事のスタートを切っていただきたいと思います」・・・と申しましたが、“中国人”との、いい人間関係を作るのは、最も大事なことです。

日本人は、よく“日本人村”といわれるような、日本人ばかりが集まって一つの社会を作ってしまう傾向があるようです。

海外へ出て来て、すぐに多くの知人がいるわけがない・・・そんな心もとない状況下では、少なくとも、「日本人」とのかかわりを持つ方が安心できるに違いありません。これも、人間の(防衛)本能のなせる行動であり、また島国根性の表れでもあるので、仕方のないことかも知れませんね。

さて、一般的に“老朋友(ラオポンユウ)”というのは、「長い時間をかけてできた信頼のおける友人」を言うのですが、私はあえて申します！

時間をかけないで、少しでも早く、“中国人の老朋友(ラオポンユウ)”を作らばいい！”・・・と。

もちろん、一言に“中国人”といっても、それこそ『上から下』・『右から左』・『前から後ろ』・『大から小』・・・と、さまざまな種類の中国人がいるわけで、数だけで見れば、「日本の10倍」はいるのである。上海で生活をしていて、雨の日の通勤ラッシュ時なんかだと、人が湧き出てくるような感じがして、「30～40倍」はいるように思ってしまう。

そんな中から、“中国人の老朋友”をどう選ぶのか？？？・・・。

そんなたいそうなことを考える必要はない。人数が多いということは、すなわち、人と接する機会も多いし、友人ができるチャンスも多い・・・ということでもあるわけですから。

とにかく、

- ① 「異国人」という壁を、自分から造り上げないで、
- ② まず素直な心で、
- ③ 近くにいる人に、気軽に声をかけ、
- ④ 自分の素顔を相手にみせて、
- ⑤ 仮に、冷たくされたら、その人との関係構築は、即あきらめて、
- ⑥ “はいっ、次の人！”と、あっさり切り替えてください。

日本でも中国でも、必ず「合う人」・「合わない人」がいるわけで、必ずいい関係ができる人の存在することを信じて、身近な“中国人の老朋友”ができるまで、どんどんアタックしてください。(ただし、軽率なふるまいのないように、ご注意申し上げますネ。)

お問い合わせは
MYDOまで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200030 上海市徐匯区虹橋路1号 港匯中心1座2807

TEL: +86-21-6407-0228 FAX: +86-21-6407-0185

E-mail: info@shmydo.com